

大館市農業委員会総会議事録

令和2年2月13日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和2年2月13日（木）午後3時20分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（17名）※13番欠番（辞任による）					
1番	菅原 一成	9番	糸屋 由衛門	17番	成田 レイ子
2番	安達 英樹	10番	渡邊 久雄	18番	阿部 重信
3番	安部 幸美	11番	藤盛 久登	19番	畠山 市子
4番	菅原 和久	12番	伊藤 昇		
5番	田村 秀雄	14番	富樫 英悦		
6番	木次谷 和明	15番	斎藤 重春		
8番	石山 元一	16番	小林 大樹		
3. 欠席委員の氏名（ 1名）					
7番	虻川 マキ子				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義	主 査	羽賀 智光	
	主 幹	金子 広英			
	係 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	12番	伊藤 昇	14番	富樫 英悦	
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 5 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 6 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
報告第 7 号	電気事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う届出について
議案第 7 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 8 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 9 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 18 名中 17 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、虻川 マキ子 委員より都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 12 番 伊藤 昇 委員、議席番号 14 番 富樫 英悦 委員にお願いいたします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告(1月総会～2月総会)について
- ・報告第5号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第6号 農用地利用配分計画(農地中間管理機構分)の認可について

て

・報告第7号 電気事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う届出について
以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第7号『農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

24 ページをお開き願います。

議案第7号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和2年2月13日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、25 ページのNo.14 から 27 ページの No.20 までの7件で、地目は田が 25,036 m²、畑が 12,126 m²で、面積合計は 37,162 m²であります。

譲受の事由は、No.14、No.17 からNo.20 までの5件は「経営拡張」で、No.15、No.16 の2件は「受贈」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の1 ページから7 ページまでに記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号（第1号～第7号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第7号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第7号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

議長

次に、議案第8号『農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

28 ページをお開き願います。

議案第8号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求めらる。

令和2年2月13日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、29ページのNo.1の1件で、地目は畑で面積は1,045㎡ですが、農地以外の土地と一体利用するため、合計面積は3,622㎡になります。

転用の目的は、建設機械や建設車両などの中古販売と海外への輸出事業を営む法人が、現在の建設機械や車両の展示場に隣接する申請地を譲り受けて展示場を拡張しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市役所釈迦内出張所の東、約500m地点に位置し、住宅や商業用施設等が連たんしている程度に達している区域に近接する、10ha未滿の農地区域の農地であり、第2種農地と判断いたしますので、農地法運用の第2の1の(1)のオの(ア)のbに該当いたします。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.1の位置図及び配置図は30、31ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.1の現地調査の結果を議席番号8番の石山 元一 委員よりご報告願います。

8番

8番の石山 元一です。

去る2月4日に虻川 マキ子 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は30ページの位置図になります。

この場所は、釈迦内地区の秋田自動車道大館北インターチェンジ交差点より国道7号を北へ200mほど進んだ右側の中古建設機械展示販売場に隣接する農地で、畑として利用されておりました。

申請者は、建設機械・車両等の中古販売事業を主として行っている法人で、近年、中古建設機械購入の需要が多いことから、展示販売台数を増やし事業の拡大をするため、敷地の拡張を計画したものです。

用地選定にあたり、現在の敷地は国道7号に面し、東側は墓地、西側は宅地のため、南側に隣接する農地を選定し所有者から了承を得ることが出来たため適地としたものであります。

31ページの配置図にありますように、現在の敷地2,577㎡のうち展示場ス

ペースは1,040㎡、車両約15台分ありますが、さらに805㎡、約20台分のスペースを拡張する計画であります。

用地造成につきましては、表土を20cmほど除去し、既存敷地と接する北側、東側、西側は同じ高さに盛土を行い、南側は法面保護をして隣接地への土砂流出を防ぎます。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は、敷地内中央へ向けた下り勾配で整地し、砕石仕上げによる地下浸透により敷地内で処理します。点検・修理後の車両を展示するためオイル漏れは無いが、車両ごとに敷鉄板を設置し中和剤も常備するなど、オイル漏れ浸透対策を講じて周辺へ支障の無いように配慮するという事で、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、石山 元一 委員から現地調査の結果報告があった議案第8号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第8号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第9号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

32ページをお開き願います。

議案第9号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 2 年 2 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

33 ページから 37 ページまでには、令和元年度農用地利用集積計画（第 11 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 475 から新 - 541 までの 67 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 3 年が 16 件、5 年が 19 件、6 年が 8 件、7 年が 2 件、10 年が 21 件、20 年が 1 件で、地目はすべて田、面積合計は 371,318.44 m²であります。

次に、38 ページから 51 ページまでには、利用権を再設定するものが記載されております。

再 - 85 から再 - 307 までの 223 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 16 件、2 年が 5 件、3 年が 60 件、5 年が 67 件、6 年が 14 件、7 年が 23 件、9 年が 1 件、10 年が 37 件で、田の面積が 1,221,220.26 m²、畑の面積が 24,924 m²、面積合計は 1,246,144.26 m²となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 9 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加

できないこと。」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますのでよろしくお願いします。

初めに、33 ページの新—475 から 37 ページの新—541 までを審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、33 ページの新—475 から 37 ページの新—541 までについて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、39 ページの再—106、再—112、41 ページの再—138 から再—140 まで、44 ページの再—187、再—188 及び 50 ページの再—284 を除いた 38 ページの再—85 から 51 ページの再—307 までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、39 ページの再—106、再—112、41 ページの再—138 から再—140 まで、44 ページの再—187、再—188 及び 50 ページの再—284 を除いた 38 ページの再—85 から 51 ページの再—307 までについて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、39 ページの再—106 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 16 番 小林 大樹 委員は退席願います。

(16 番 小林 大樹 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、再—106 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 16 番 小林 大樹 委員は入室をお願いします。

(16 番 小林 大樹 委員 入室し着席)

議長

次に、39 ページの再—112 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 11 番 藤盛 久登 委員は退席願います。

(11 番 藤盛 久登 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、39 ページの再—112 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 11 番 藤盛 久登 委員は入室をお願いします。

(11 番 藤盛 久登 委員入室し着席)

議長

次に、41 ページの再—138 から再—140 までを審議します。

恐れ入りますが、議席番号 14 番 富樫 英悦 委員は退席願います。

(14 番 富樫 英悦 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、41 ページの再-138 から再-140 までについて原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 14 番 富樫 英悦 委員は入室をお願いします。

(14 番 富樫 英悦 委員 入室し着席)

議長

次に、44 ページの再-187、再-188 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 2 番 安達 英樹 委員は退席願います。

(2 番 安達 英樹 委員退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、44 ページの再-187、再-188 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 2 番 安達 英樹 委員は入室をお願いします。

(2 番 安達 英樹 委員入室し着席)

議長

次に、50 ページの再-284 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 8 番 石山 元一 委員は退席願います。

(8 番 石山 元一 委員退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、50 ページの再-284 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 8 番 石山 元一 委員は入室をお願いします。

(8 番 石山 元一 委員入室し着席)

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

議長

他になければこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 4 時 15 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2 年 2 月 13 日

議 長

議事録署名委員 12 番

議事録署名委員 14 番

農地法第3条調査書

議案第7号 No.14	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市釈迦内字下内西・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市花岡町字アセ石・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市釈迦内字長者森・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月8日、藤盛久登 農業委員と畠山米蔵 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第7号 No.15		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市川口字大人沢・・・・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市川口字大道下・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市川口字大道下・・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件は親から子へ農地を譲渡すものであり、権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月7日、安部幸美 農業委員と佐藤謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第7号 No.16	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市花岡町字大森上岱・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市粕田字村北・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市粕田字村西・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月8日、藤盛久登 農業委員と畠山米蔵 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第7号 No.17	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市花岡町字繫沢・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市字観音堂・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市花岡町字繫沢・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月8日、藤盛久登 農業委員と畠山米蔵 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第7号 No.18	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市板沢字愛宕下・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市釈迦内字街道上・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市本宮字八兵エ岱・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月4日、富樫英悦 農業委員と虻川正治 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第7号 No.19	(所有権移転)・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町八木橋字後畑・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町八木橋字八木橋・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町谷地中字大巻・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が規模拡大のため取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、2月9日、菅原一成 農業委員と畠山秀義 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第7号 No.20	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市比内町笹館字小新田・・・・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市比内町笹館字小新田・・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市比内町扇田字伊勢堂岱・・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作及び保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が規模拡大のため取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月9日、菅原一成 農業委員と畠山秀義 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない